「あなたのおでかけをサポート」

移動サービス

（福祉有償運送）

移動サービスとは、リフトやスロープなどを装備し車椅子のまま乗り込める、あるいは座席が回転するなどの車（福祉車両）を使って、一般の公共交通機関の利用が困難な高齢者や障がいを持った方々（移動困難者）の移動の支援を行うサービスです。

佐倉市社会福祉協議会では、**「誰でも、いつでも、どこへでも出かけることができる社会」**の実現を目的として、道路運送法による許可を受け、会員制による住民参加型の非営利事業としてこの事業を行います。

佐倉市社会福祉協議会が所有する福祉車両

スロープ付き自動車２台

助手席リフトアップシート車１台

ミニキャブ

スロープ付リフト車

フリード　※寄贈された車両

スロープ車

ラクティス

助手席リフトアップシート車

病院や施設への通院・通所、役所の手続きや社会参加のための外出にご利用ください。

社会福祉法人　佐倉市社会福祉協議会

TEL：043-484-4319（移動サービス）

利用会員（メンバー）　【年会費　2,500 円】

次の用件に該当し、一人での外出が困難な方

（1）介護保険法に基づく「要介護者」及び「要支援者」
（2）身体障害者福祉法に基づく「身体障害者」
（3）肢体不自由または内部障がい（人工血液透析を受けている場合を含む）、精神障がい、知的障がい等により単独での移動が困難な方

利用方法

①あらかじめ申請をして、メンバーになります。（訪問調査があります）
②原則として、外出する１ヶ月前から３日前までに利用の申し込みをします。
③当日は、サポーターの運転・介助で外出します。
※原則として週２回までのご利用とさせて頂きます。

運行範囲

発着地のいずれかが佐倉市
原則として佐倉市内及び隣接する市町村（千葉市、四街道市、八千代市、印西市、酒々井町、八街市）

利用時間

午前８時３０分から午後５時まで（年末・年始・車両整備期間は除く）

利用料金
（利用料＋介助料）

利用料　基本料金　500 円＋120 円／１ｋｍ
介助料　２時間まで 1,000 円　２時間を越えた分は３０分につき 400 円
※１ヶ月分まとめてご請求　指定口座から引きと落とし

協力会員（サポーター）

車を運転し必要な介助を行い、メンバーの外出を支える方

サポーターになるには…

普通第二種または第一種運転免許を有する方、運転歴１０年以上の方、申請前３年間運転免許停止処分を受けていない方以上の要件を全て満たし、あらかじめ登録申請が必要です。
（初年度登録時６８歳未満、活動は満７５歳まで）
本会が実施する福祉輸送に関する研修を受講するほか、運転実技や介助技術等の研修に参加していただきます。
サポーターの方へは、２時間までは 500 円、以後 30 分につき 150 円の実費弁償費をお支払いします。
常時募集しておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

後援会員（スポンサー）【年会費　１口　1,000 円】

この事業の趣旨に賛同し、援助を行う個人・法人

スポンサーになるには…

お気持ちのある方でしたらどなた様でも結構です。
登録の申請と年会費１口 1,000 円をお願いします。

お申し込み・お問い合わせ

社会福祉法人　佐倉市社会福祉協議会

〒285-0013
千葉県佐倉市海隣寺町８７　佐倉市社会福祉センター2F
TEL：043-484-4319（移動サービス）
FAX：043-486-2518
E-mail：ido@sakurashakyo.or.jp
URL：http://www.sakurashakyo.or.jp/
開所時間：午前８時３０分～午後５時
（土・日・祝日・12/29～1/3・休業）